

令和4年12月13日
山形県高病原性
鳥インフルエンザ対策本部

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

鶴岡市の養鶏場において確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（本県における検査で「H5亜型」と判定）について、NA亜型が判明し、高病原性鳥インフルエンザ「H5N1亜型」の患畜であることが確認されました。

1 概要

(1) 鶴岡市の養鶏場において確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜について、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という）が実施した遺伝子解析の結果、高病原性と判断される配列が確認されました。

これを受け、農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家畜を高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定しました。

(2) また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、動物衛生研究部門における検査の結果、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問合せ先】

農林水産部畜産振興課
課長補佐（衛生）高橋斉史
電話：023-630-3350

〔報道監〕農林水産部次長 森谷 健